

令和4年11月18日発行

I 社会福祉施設等価格高騰対策支援金のご案内

原油価格等の高騰に伴う光熱費等の増大による影響を緩和するため、県内事業者の皆様に支援金を支給します。支給対象者、支給金額、支給要件の詳細、受付開始日、申請方法等は決まり次第、県ホームページ等でご案内します。

●掲載先URL（長野県ホームページ）

「ホーム」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉政策課紹介」→「社会福祉施設等価格高騰対策支援金について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushienkin.html>

【問合せ先】後日、専用のコールセンターを開設しますので、ホームページの情報をご確認ください。それまでの間においては、お問合せをお控えいただきますようお願いいたします。

II 処遇改善加算取得に関するWEBセミナー（動画配信）を実施します

介護労働安定センター長野支部では、介護サービス事業所および障がい福祉サービス事業所向けに、処遇改善加算等の制度概要から必要な準備・申請までわかりやすく解説したセミナーを動画配信します。この機会に、新規取得や、加算区分のランクアップを目指しませんか。

動画の視聴は無料となりますので、視聴を希望する場合は、介護労働安定センター長野支部のホームページをご確認のうえ、メール又はFAX等によりお申込みください。また、専門家による個別相談（無料）も実施していますのでお気軽にご相談ください。

●掲載先URL（介護労働安定センター長野支部ホームページ）

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/2022/012205.html>

【申込み・問合せ先】

（公財）介護労働安定センター長野支部 電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906

III 令和5年4月から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和5年4月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

●掲載先URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」「福祉用具」→「(参考)福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限公表に係る関係通知等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）令和4年度」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

IV 潜在介護福祉士のための基本介護技術研修を開催します！（公益社団法人長野県介護福祉士会）

ブランクがあって職場復帰を悩んでいる方へ、基本の介護技術の復習をして安心して働けるようになります！！

日 時 令和4年12月20日（火） 受付9：00～ 開講9：30～16：00

申込締切日 令和4年12月12日（月）

場 所 松本短期大学

受 講 料 無料

内 容 介護技術 ①食事介助 ②移乗介助 ③コミュニケーション

講 師 長野県介護福祉士会 荒井祥子先生

持 ち 物 上履き 筆記用具 お弁当 動ける服装

参加対象者 介護福祉士資格またはヘルパー2級資格保持者・初任者研修修了者

結婚出産子育て後、仕事復帰される方。資格を取っても介護現場で働いていなかった方

【問合せ先】公益社団法人長野県介護福祉士会 電話：026-223-6670



お申込みはココカラ↑

V 福祉・介護現場の「困りごと」解決に専門家を派遣します

長野県社会福祉協議会では、社会福祉事業経営者及び施設経営者の様々な相談に応えるため、専門家を無料で派遣する「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」（長野県委託事業）を実施しています。今年度からは新たに「介護職場の業務診断」「BCP（事業継続計画）策定」もメニューに加わったので、ご活用ください。

1 相談内容とアドバイザー（相談時間は1回2時間）

相談内容	アドバイザー
運営管理	実践者、社会保険労務士
会計・税務	税理士
労務管理・人材定着	社会保険労務士、経営実践者
法務	弁護士
介護職場の業務診断	認定介護福祉士
職場における心の健康づくり	産業カウンセラー
キャリアパス構築・人材育成	社会保険労務士、中小企業診断士等
BCP（事業継続計画）策定	BCP策定経験者等

2 アドバイザー派遣経費 無料（但し、年間[4月～翌年3月]の間に1法人5回まで）

3 その他

この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決に助言するものです。アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。

4 申し込み

次のURL、もしくは2次元コードから申し込んでください。

<https://forms.gle/aoxSEVFoNkims6WL8>

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyō.or.jp



VI 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業員の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2023年1月1日～2023年1月31日	2022年11月11日～2022年12月10日
2023年2月1日～2023年2月28日	2022年12月11日～2023年1月10日
2023年3月1日～2023年3月31日	2022年12月1日～2023年2月10日 ※申請予定者多数のため、2022年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。

※令和4年(2022年)11月及び12月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様に知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp